計 第 書 類

(第 11 期)

2021年 4月 1日から

2022 年 3 月 31 日まで

アイフルパートナーズ株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	107, 389	流動負債	1, 329
現金及び預金	14, 961	未 払 金	1,710
買 取 債 権	84, 680	未払法人税等	△380
買取不動産	10,530	そ の 他	
未 収 収 益	22,086	固定負債	915, 000
貸 倒 引 当 金	△25, 161	関係会社長期借入金	915, 000
そ の 他	293	負 債 合 計	916, 329
固定資産	788, 229	(純資産の部)	
投資その他の資産	788, 229	株主資本	△20,710
関係会社株式	400	資 本 金	10,000
敷金及び保証金	807	資 本 剰 余 金	5,000
長 期 貸 付 金	787,000	資 本 準 備 金	5,000
そ の 他	22	利 益 剰 余 金	△35,710
		その他利益剰余金	△35,710
		繰越利益剰余金	△35,710
		純 資 産 合 計	△20,710
資 産 合 計	895, 619	負債・純資産合計	895, 619

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
営 業 収 益			
買取債権	回 収 額	154, 798	
その他の言	営業 収益	32, 556	187, 355
営 業 費 用			
買取不動産	売 上 原 価	_	
販売費及び一	一般管理費	227, 401	277, 401
営業	損 失		40, 045
営 業 外 収 益			
貸付金	利 息	14, 430	
そ の	他	1,914	16, 345
営 業 外 費 用			
支 払	利 息	17, 188	17, 188
経常	損 失		40, 889
税引前当	期純損失		40, 889
法人税、住民和		△10,605	△10,605
当 期 純	損 失		30, 284

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

					(十一下・111)	
	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本金	7/77L = 3/4/2 /-++2 _ A	資本剰余金	その他利益剰余金	40分割人人人引
	資本準備金	合 計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	10,000	5, 000	5,000	△5, 426	△5, 426	
当事業年度変動額						
当期純損失 (△)				△30, 284	△30, 284	
当事業年度変動額合計				△30, 284	△30, 284	
当事業年度末残高	10,000	5, 000	5,000	△35,710	△35,710	

	株主資本	
	株主資本合計	純資産合計
当事業年度期首残高	9, 573	9, 573
当事業年度変動額		
当期純損失(△)	△30, 284	△30, 284
当事業年度変動額合計	△30, 284	△30, 284
当事業年度末残高	△20,710	△20,710

【重要な会計方針】

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

買取不動産

債権管理回収業の一環として取得した買取不動産は、個別法による原価法 (貸借借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、担保付債権は個別に回収可能性を 勘案し、それ以外の債権については貸倒実績率により、回収不能見込額 を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理をしております。

4. 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律(2020 年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

【会計方針の変更】

(買取債権の会計処理の変更)

当社は、従来、買取債権は棚卸資産として取り扱いしておりましたが、親会社アイフル株式会社の子会社であるAG債権回収株式会社が採用する買取債権の会計処理との統一を図るべく、当社においても当事業年度より、金銭債権に変更しております。

(「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。 なお、財務諸表へ与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 25,161 千円

当社の貸倒引当金は、買取債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能額を見積り、貸倒引当金を計上しております。 なお、当該見積りは将来の不確実な経済状況の変化などによって影響を受ける可能性があり、その結果、貸倒実績率や回収可能額が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する貸倒引当金の金額が増減する可能性があります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,500 株	1,500 株

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【収益を理解するための基礎となる情報】

「重要な会計方針」の「2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。